

## 令和3年度税制改正主要事項

### 1. 延長事項

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度について、対象者の要件として人・農地プランの中心経営体であることを加えた上、2年延長（所得税・法人税）
- (2) 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却等の2年延長（所得税・法人税、登録免許税）
- (3) 軽油引取税の課税免除の特例措置（農業、林業、木材加工業、木材市場業、堆肥製造業、漁船）について、木材加工業のうち、木材注薬業を適用対象から除外した上、3年延長（軽油引取税）
- (4) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の2年延長（登録免許税、不動産取得税）

### 2. 新規・拡充事項

福島復興再生特別措置法による被災12市町村における農地の集積等の促進のための税制上の所要の措置（複数税目）

令和 3 年 度  
税 制 改 正 事 項

令和 2 年 1 2 月  
農 林 水 産 省

## 第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入等）について、対象者の要件として、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体（中心経営体）として位置付けられたものであることを加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（5年間、機械・装置40%、建物等45%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 3 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 4 軽油引取税の課税免除の特例措置（農業）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 5 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 6 農業経営基盤強化促進法の規定による公告のあった農用地利用集積計画に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格の1/3の控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 7 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 8 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 9 農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。その上で、令和3年度限りの措置として農地（負担水準（前年度の課税標準額/当該年度の評価額）が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。（固定資産税・都市計画税）

## 第 2 農林水産関連産業の振興等

- 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置（資産割1/4控除）の適用期限を2年延長する。（事業所税）
- 2 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除〔研究開発税制〕について、次の措置等を講じる。（所得税・法人税、法人住民税）
  - ① 基準年度（令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度）と比べ、売上金額が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合には、2年間の時限措置として、控除税額の上限に5%上乘せする（25%→30%）。
  - ② 研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェア等の自社利用ソフトウェア製作に要した試験研究費を追加する。  
【経産省等8府省共管】
- 3 技術研究組合の所得の計算の特例措置（圧縮記帳）について、対象資産から鉱業権を除外した上、その適用期限を3年延長する。（法人税）  
【経産省等5省共管】
- 4 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、対象事業の追加等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）  
【経産省等4省共管】
- 5 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等の対象に経営資源集約化後の生産性向上に必要な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）  
【経産省等4省共管】
- 6 中小企業等経営強化法の改正を前提に、中小企業者が経営資源集約化のために株式等を取得し、経営資源集約化後の損失に備えるための準備金を積み立てた場合に損金算入できる措置を創設する。（法人税）  
【経産省等3省庁共管】

### 第3 農山漁村の活性化

- 1 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却について、過疎地域に関する新たな法律の制定を前提に、対象業種の拡充（「情報サービス業等」の追加）、取得価額の引下げ（取得価額要件の下限を500万円以上に引き下げる）、割増償却（5年間、機械・装置32%、建物・構築物等48%）に改組等した上、その適用期限を3年延長する。（所得税・法人税）

【総務省等2省共管】

- 2 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（5年間、機械・装置32%、建物等48%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

① 半島振興対策実施地域

【国交省共管】

② 離島振興対策実施地域

【国交省共管】

③ 奄美群島

【国交省共管】

### 第4 東日本大震災からの復興

- 1 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、福島県知事が作成できることとされた農用地利用集積等促進計画について、次に掲げる制度の適用上、市町村長が作成する農用地利用集積計画と同様の取扱いとするための措置を講ずる。

① 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除等（所得税・法人税）

② 農地等に係る納税猶予制度（相続税・贈与税、不動産取得税）

③ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置等（登録免許税）

④ 農用地利用集積計画に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

【復興庁共管】

- 2 東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等に対する免税措置の適用期限を5年延長する。（登録免許税）

【復興庁共管】

- 3 東日本大震災の被災者等が建造又は取得した船舶（漁船）に係る所有権の保存登記等に対する免税措置の適用期限を5年延長する。（登録免許税）

- 4 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を5年延長する。（印紙税）

【金融庁等2省庁共管】

- 5 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税措置の適用期限を5年延長する。  
(印紙税)

【復興庁共管】

- 6 東日本大震災の被災者が作成する船舶(漁船)の取得又は建造に係る船舶の譲渡に関する契約書等の非課税措置の適用期限を5年延長する。(印紙税)

- 7 東日本大震災の津波被災区域を含む地域における土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得した創設農用地換地に係る課税標準の特例措置(取得価格の1/3控除)の適用期限を2年延長する。(不動産取得税)

- 8 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地に代わるものとして取得した農用地に係る課税標準の特例措置(被災農用地の面積相当分を控除)の適用期限を5年延長する。  
(不動産取得税)

【復興庁共管】

- 9 風評対策に係る特例措置(福島県で特定事業活動を行う事業者が機械等を取得する場合の特別償却等)を創設する。(所得税・法人税)

【復興庁等3省庁共管】

- 10 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置(新産業創出等推進事業促進区域において新産業創出等推進事業を行う事業者が機械等を取得した場合の特別償却等)を創設する。(所得税・法人税)

【復興庁等2省庁共管】

- 11 東日本大震災の被災代替資産等(漁船)に係る特別償却(24%)の適用期限を2年延長する。(所得税・法人税)

【復興庁等2省庁共管】

- 12 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産(漁船)に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした償却資産に係る課税標準の特例措置(4年間、1/2控除)の適用期限を3年延長する。(固定資産税)

【復興庁等2省庁共管】

## 第5 森林・林業施策の推進

- 1 軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、堆肥製造業）について、木材加工業のうち、木材注薬業を適用対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 2 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）
- 3 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）（再掲）
- 4 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、対象事業の追加等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 5 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等の対象に経営資源集約化後の生産性向上に必要な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

## 第6 水産施策の推進

- 1 軽油引取税の課税免除の特例措置（漁船）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 2 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）
- 3 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）（再掲）

- 4 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除（7％）〔中小企業投資促進税制〕について、対象事業の追加等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 5 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10％、資本金3千万円超の法人は7％）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等の対象に経営資源集約化後の生産性向上に必要な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

## 第7 その他

- 1 種苗法の一部を改正する法律による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の規定に基づく品種登録審査に関する文書については、引き続き印紙税を課さないこととする。  
また、同機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に特性表訂正のための栽培試験等の業務の用に供する固定資産を加える等の措置を講じる。（印紙税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税）
- 2 関係法令の改正を前提に、農水産業協同組合貯金保険機構について、業務が追加された後も、引き続き公益法人等として収益事業以外の事業に係る法人税を非課税とする措置等を講ずる。（複数税目）
- 3 海外法人等への支払利子等の損金算入制限措置（いわゆる「過大支払利子税制」）について、対象純支払利子等の額（対象支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等の合計額を控除した残額をいう。）の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額（その収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額をいう。）を受取利子等の額に加えることができることとする見直しを行う。（法人税）

【金融庁共管】



## [税制改正見直し事項（廃止）]

- 1 再生可能エネルギー発電設備等を取得した場合の特別償却（14％）は、適用期限の到来をもって廃止する。（所得税・法人税）  
【経産省等3省共管】
  
- 2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除（7％）〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕は、適用期限の到来をもって廃止する。（所得税・法人税）  
【経産省等3省共管】
  
- 3 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却（機械・装置24％、建物等36％）は、適用期限の到来をもって廃止する。（所得税・法人税）  
【国交省共管】